

笠松町外部公益通報の処理に関する要綱

平成30年 5月22日告示第 65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者からの法に基づく公益通報（以下「外部公益通報」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(通報相談窓口の設置)

第3条 外部公益通報の受付、相談、所管課への取次ぎ、その他必要と認められる事務を処理するため、企画環境経済部環境経済課に外部公益通報相談窓口を設置する。

2 通報者が所管課（当該通報対象事実について処分、勧告等に関する事務を所掌する課等をいう。以下同じ）に外部公益通報を行った場合は、前項の規定にかかわらず、当該所管課に通報相談窓口を設置する。

(外部公益通報)

第4条 外部公益通報は、文書、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談によるものとする。

2 所管課は、外部公益通報があったときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、外部公益通報受付票（様式第1号。以下「受付票」という。）により通報者に関する事項、通報対象事実等を記録するものとする。

3 外部公益通報の処理に従事する者（以下「通報処理従事者」という。）は、通報者に対し秘密が保持されることを説明するものとする。

(外部公益通報の確認等)

第5条 所管課は、外部公益通報を受け付けたときは、必要な確認を行い、外部公益通報として受理するかどうかの判断をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は受理しない。

(1) 不正な利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的と認められるとき。

(2) 内容が具体性を伴わず不分明なとき。

(3) 内容が虚偽であることが明らかなきとき。

(4) 単なる伝聞に基づくもの等、通報内容について信ずるに足りる理由が認められないとき。

(5) 通報対象事実について町が処分、勧告等をする権限を有しないと認められるとき。

(6) その他外部公益通報に該当しないことが明らかなきとき。

2 所管課は、外部公益通報の受理を決定したときは受理した旨を、不受理を決定したときは受理しない旨及びその理由を、公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（教示）

第6条 所管課は、通報対象事実が前条第1項第5号に該当することを理由に外部公益通報として受理しないことを決定した場合は、当該通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく当該通報者に対し教示しなければならない。

2 所管課は、外部公益通報として受理した後に通報対象事実に係る処分、勧告等をする権限が他の行政機関に属することが明らかになったときは、当該行政機関を遅滞なく当該通報者に対し教示しなければならない。

（調査の実施）

第7条 所管課は、外部公益通報として受理した場合は、速やかに当該通報対象事実について調査を開始しなければならない。

2 所管課は、前項の規定により調査を行う場合は、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ適当と認められる方法で行うものとする。

3 所管課は、調査が終了したときは、その内容を調査結果記録票（様式第3号）に記録し、外部公益通報相談窓口に提出するものとする。

（調査結果に基づく措置）

第8条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めた場合は、速やかに、法令に基づく処分、勧告等の措置をとらなければならない。

（調査結果等の通知）

第9条 所管課は、通報者に対し通報対象事実についての調査結果及び措置の内容を通知するものとする。ただし、適当かつ円滑な業務の遂行に支障がある場合、又は利害関係人のプライバシー等に関する問題が生じるおそれがあると認める場合は、この限りでない。

(調査の協力)

第10条 通報対象事実に係る所管課が複数ある場合は、各所管課は連携して調査及び措置を講じなければならない。

(通報処置従事者の責務)

第11条 通報処理従事者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報処理従事者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。